

令和5年度 相談支援従事者指導者養成研修会 介護支援専門員との連携

※専門コース別研修（介護支援専門員との連携）の
ポイントを含む

2023年6月7日（水）
国際医療福祉大学大学院
石山 麗子



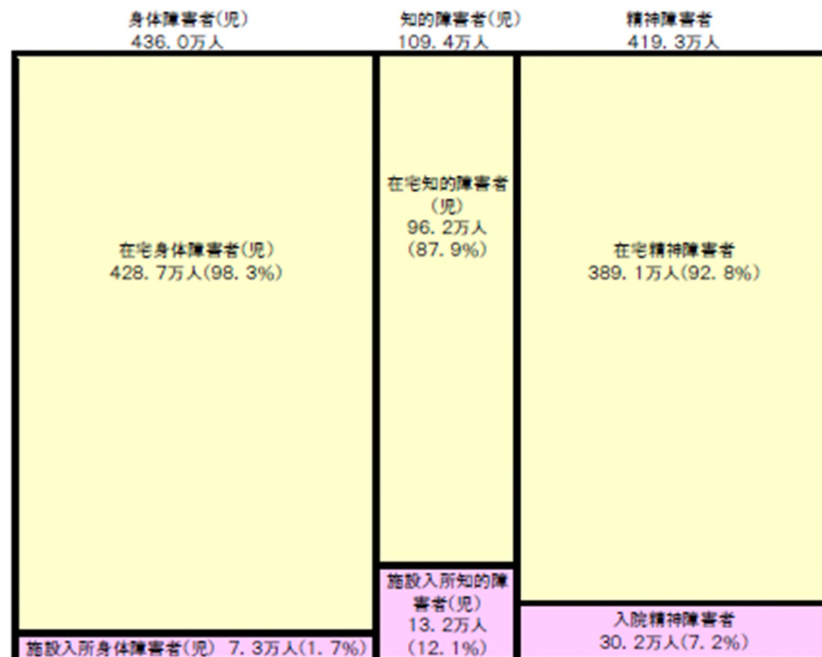
【なぜ、介護支援専門員との連携は必要か？】

障害者の数の推移

障害者の総数は964.7万人、人口の約7.6%に相当する。
 障害者数全体は増加傾向、在宅・通所の障害者は増加傾向である。

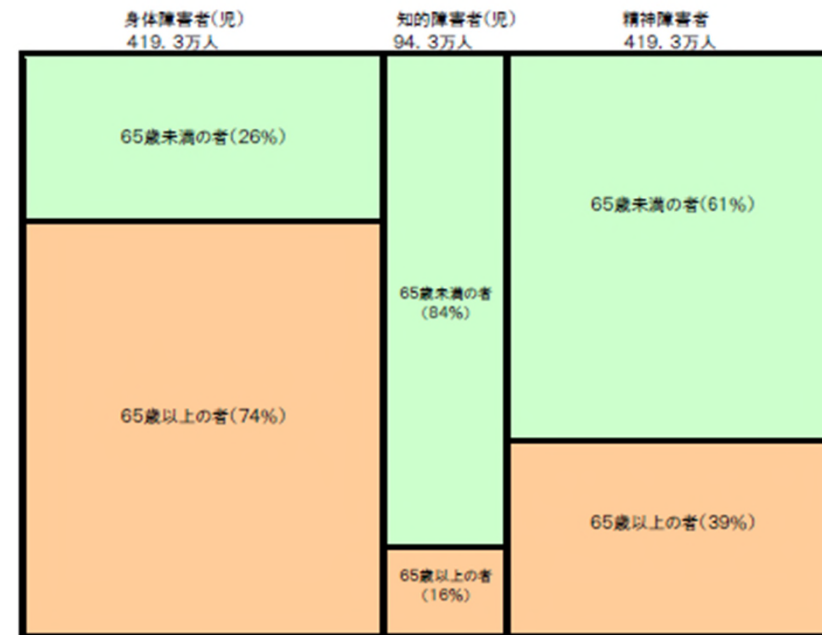
(在宅・施設別)

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)
 うち在宅 914.0万人(94.7%)
 うち施設入所 50.7万人(5.3%)



(年齢別)

65歳未満 48%
 65歳以上 52%



出典在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等
 在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(平成29年)
 ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持者、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
 ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
 ※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。
 ※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

今後一層進展する障害高齢者の増加に対するケアマネジメント機能への期待！

相談支援専門員

←連携→

介護支援専門員



- 利用者の状態やサービスの活用状況等について情報共有を図るなど緊密な連携を行う必要がある。
- 現状では、両専門員が具体的にどのように連携を行うべきかのノウハウは十分蓄積されていない。

■個人ワーク：皆さまの地域の現状

1. 両相談員の連携に活用するツールが作成されている。 [ある ・ ない ・ 現在作成中]
2. 両相談員の連携のための研修が行われている。 [実施済 ・ 今年度実施予定 ・ なし]

↓
対象・どのように？
3. 両相談員は、実践上連携できていると思うか。
[とてもそう思う ・ まあそう思う ・ あまり思わない ・ 全く思わない]
4. できている点・課題点
5. その他（自由記述）

平成29年度老人健事業 相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業

■事業所アンケート

相談支援専門員と介護支援専門員がどのように連携を行っているか
〔実態把握・課題抽出〕

適切な連携のあり方を検討

■自治体ヒアリング調査 〔先進事例の収集〕

具体的な連携内容、連携を進めるためのプロセス、
行政・両専門員の関係団体・事業者等に求められる役割の整理

■成果物の活用促進

両専門員の役割分担と協働の促進

- ・両専門員を対象とした合同モデル研修会を開催
- ・都道府県行政、両専門員の関係団体等への報告書の配布

障害の高齢者の個人特性に応じた介護保険・障害福祉サービスが適切に提供される仕組みの充実

■事業所アンケート

相談支援専門員と介護支援専門員がどのように連携を行っているか
[実態把握・課題抽出]

→ 適切な連携のあり方を検討

■自治体ヒアリング調査
先進事例の収集



具体的な連携内容、連携を進めるためのプロセス、
行政・両専門員の関係団体・事業者等に求められる役割の整理

■成果物の活用促進



両専門員の役割分担と協働の促進

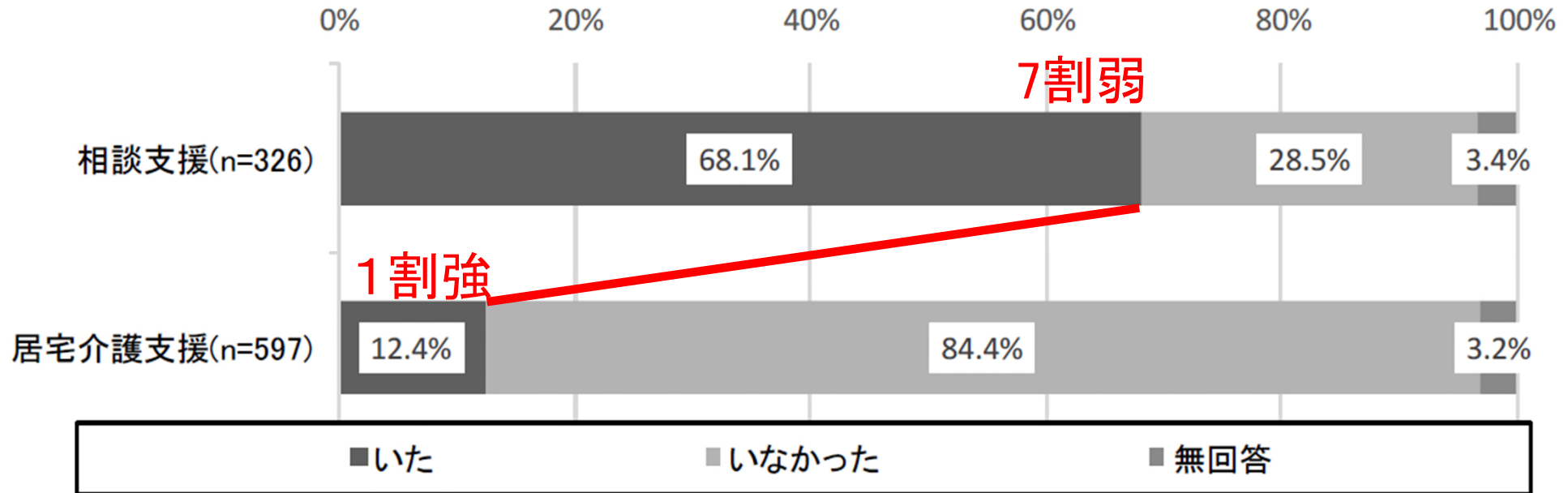
- ・両専門員を対象とした合同モデル研修会を開催
- ・都道府県行政、両専門員の関係団体等への報告書の配布

障害の高齢者の個人特性に応じた介護保険・障害福祉サービスが適切に提供される仕組みの充実

事業所調査 [配布・回収状況]

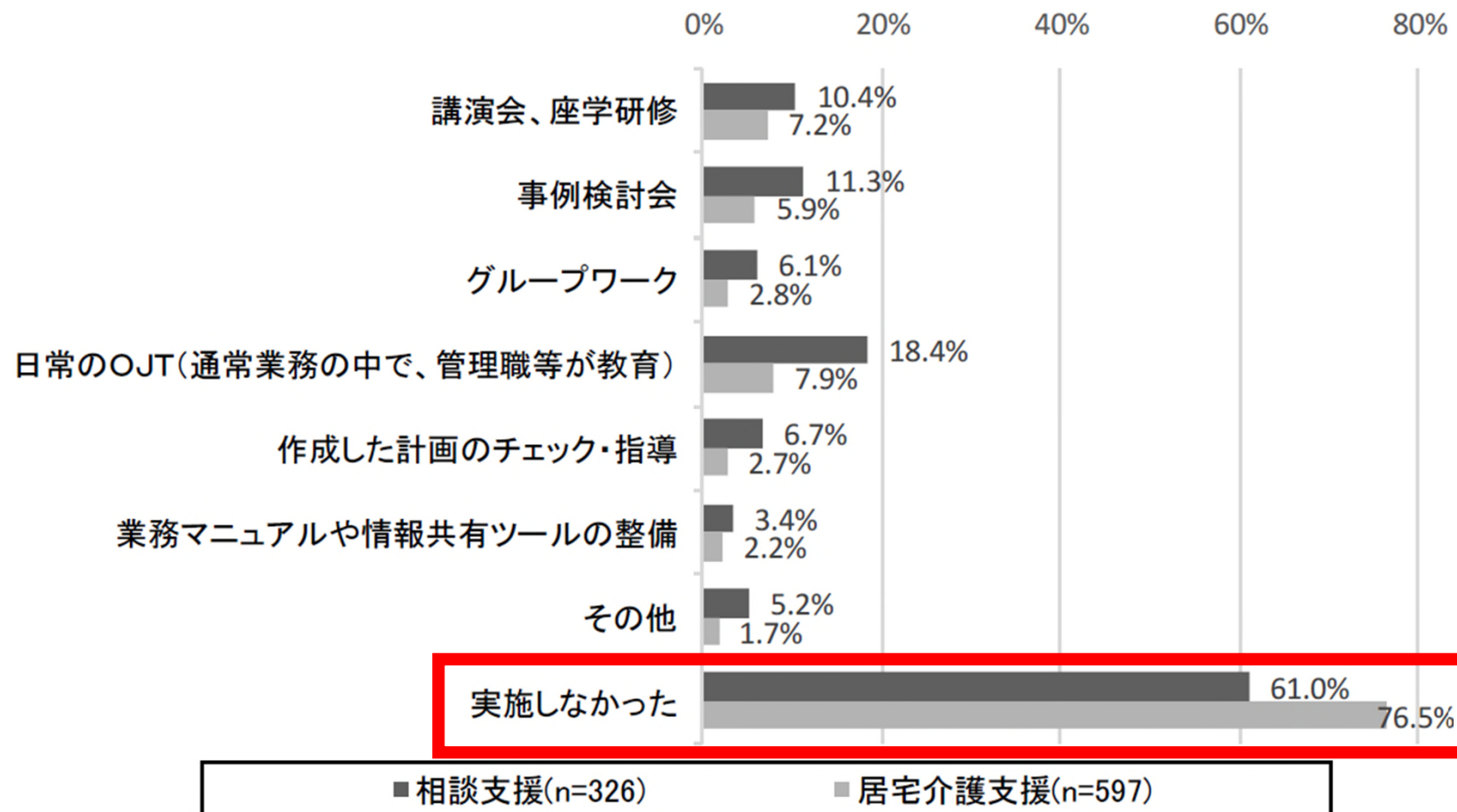
区分	調査対象数	抽出率	回収数	回収率
特定相談支援事業所	504	全数	326	64.7%
居宅介護支援事業所	1,003	1/5 抽出	597	59.5%

65歳に到達した障害者の有無

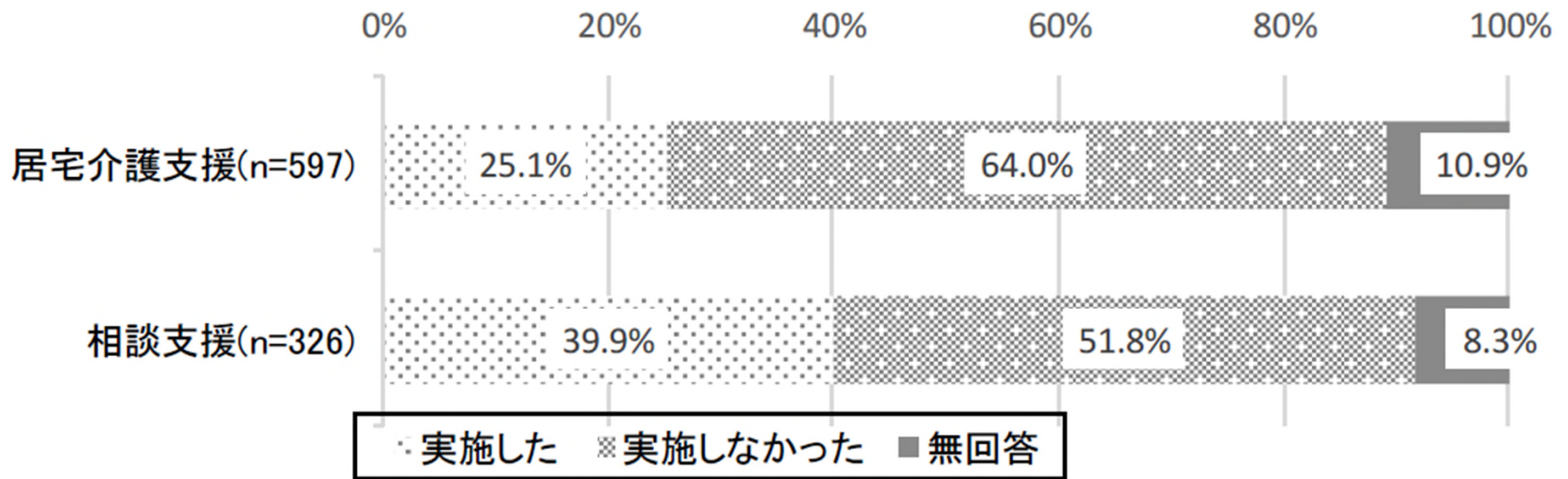


対象期間：平成28年4月～平成29年8月の間

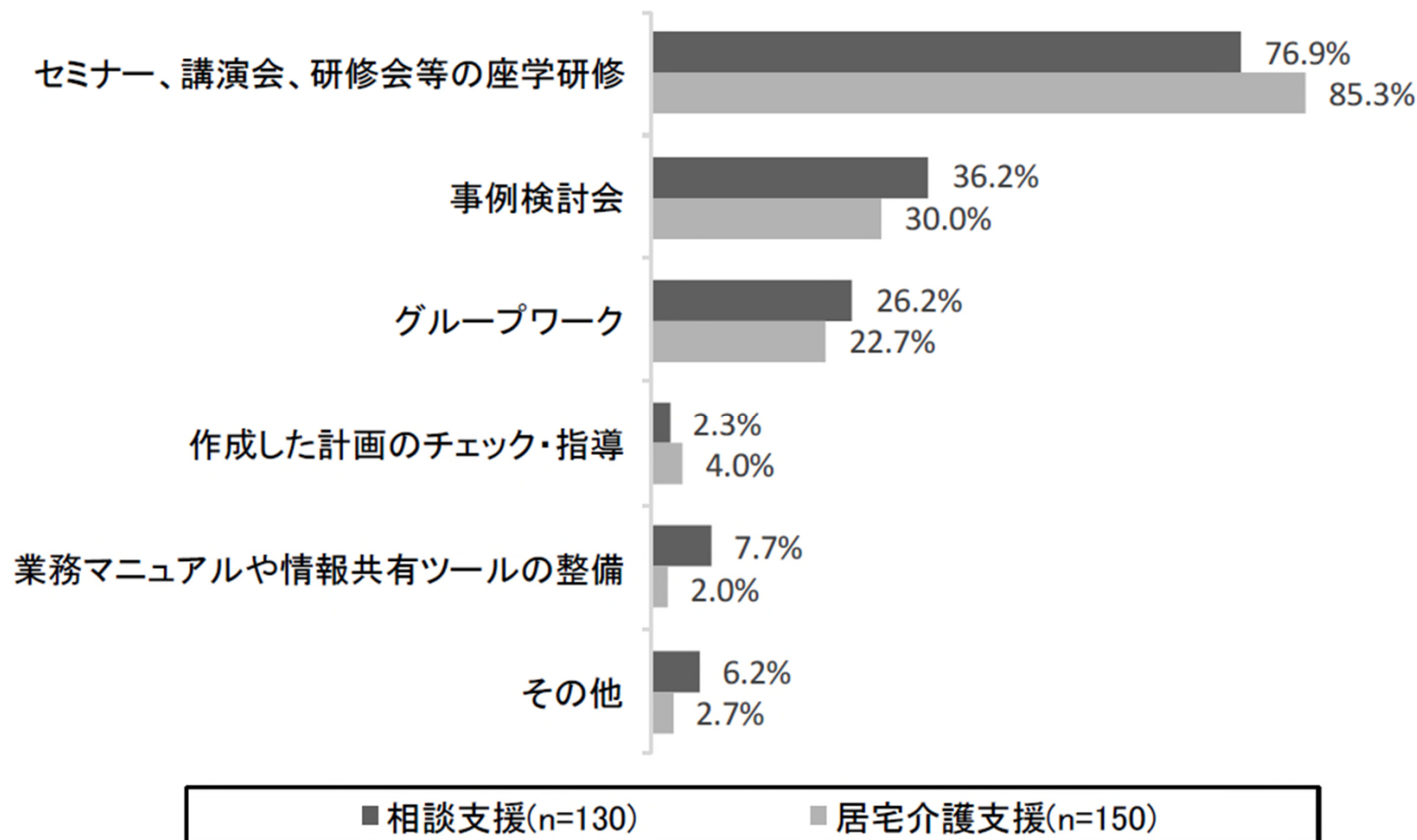
事業所内での介護保険移行に関する研修・人材育成の内容



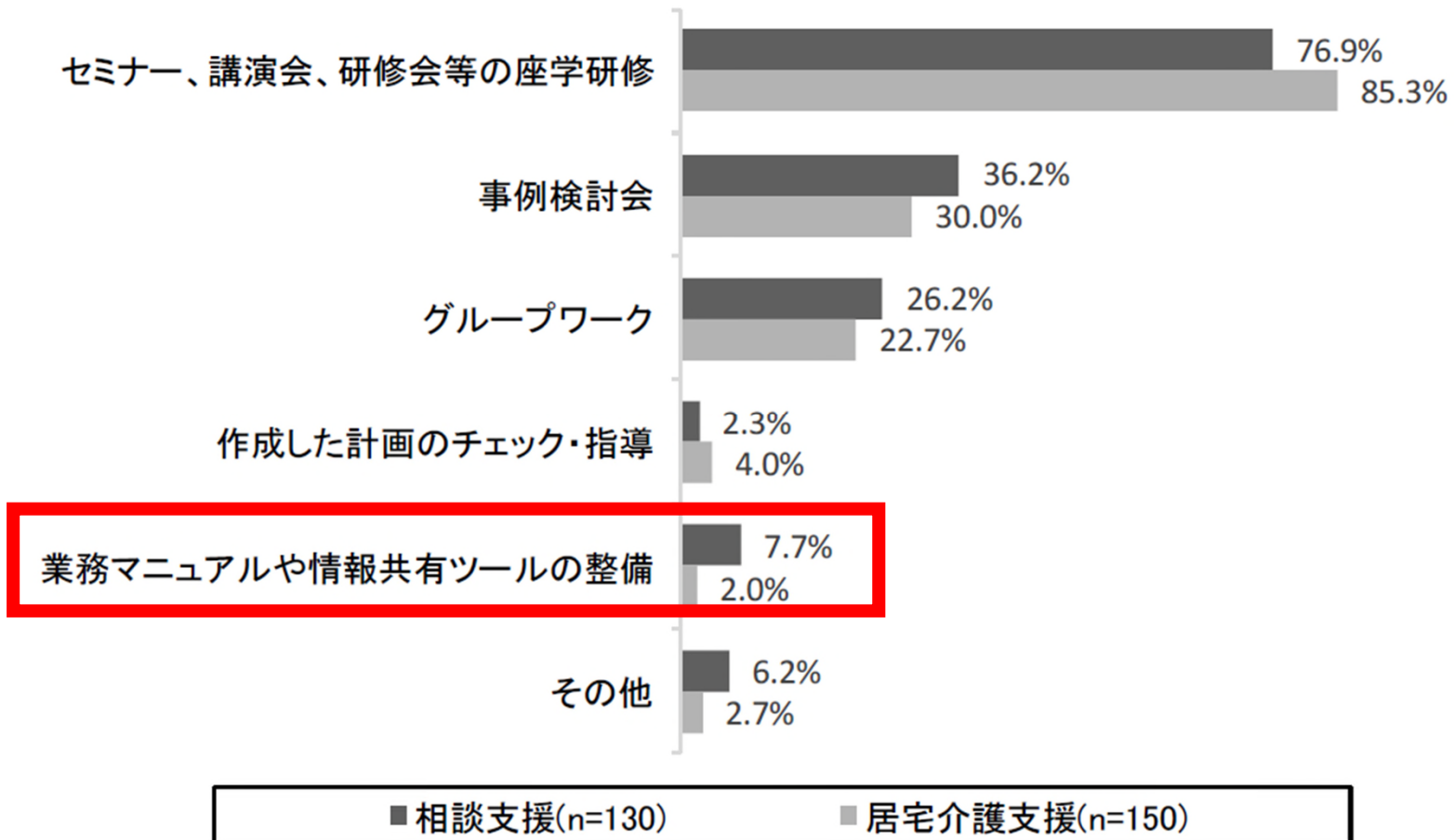
事業外での介護保険移行に関する研修・人材育成の内容



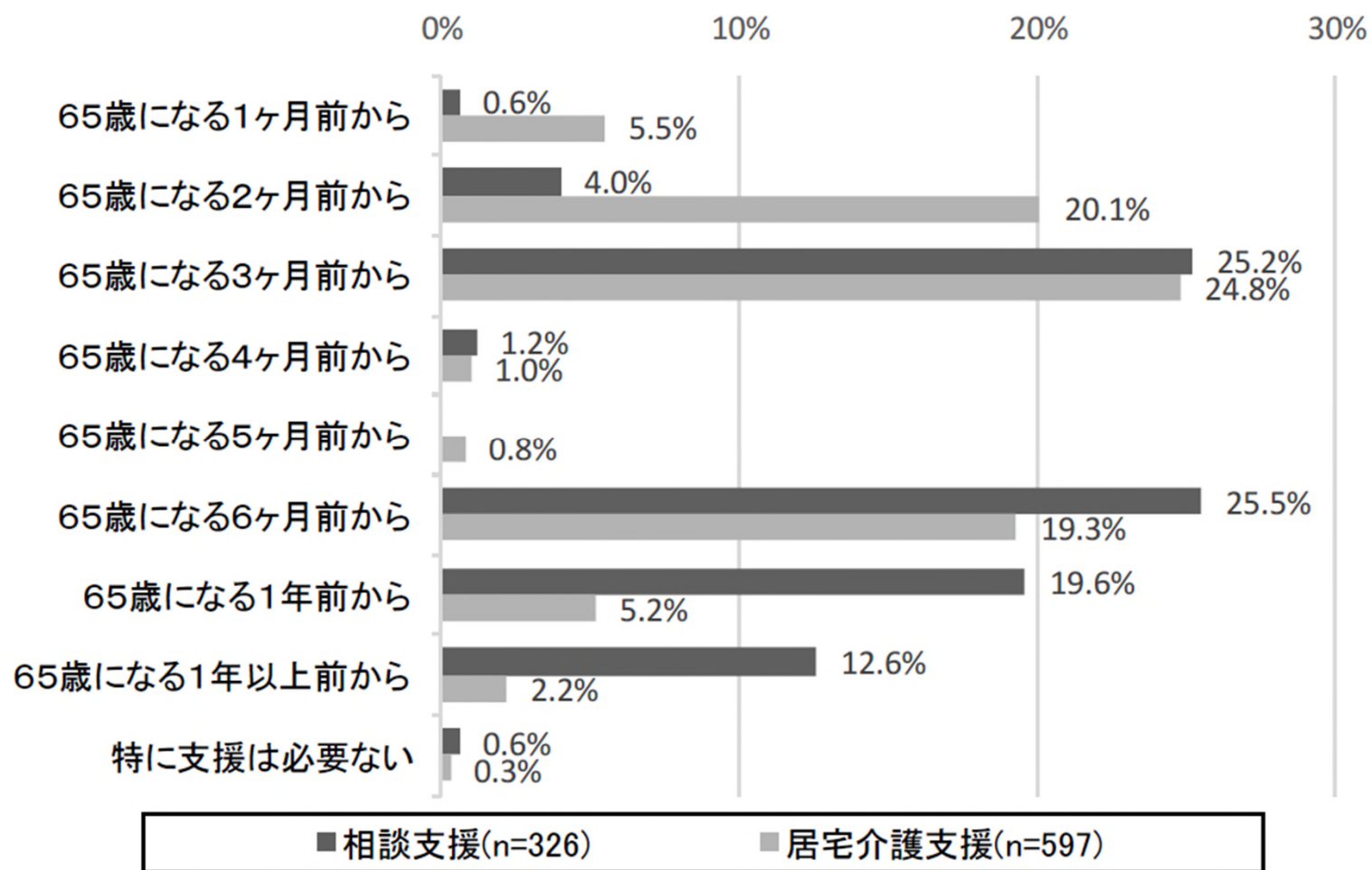
事業外での介護保険移行に関する研修・人材育成の実施方法



事業外での介護保険移行に関する研修・人材育成の実施方法

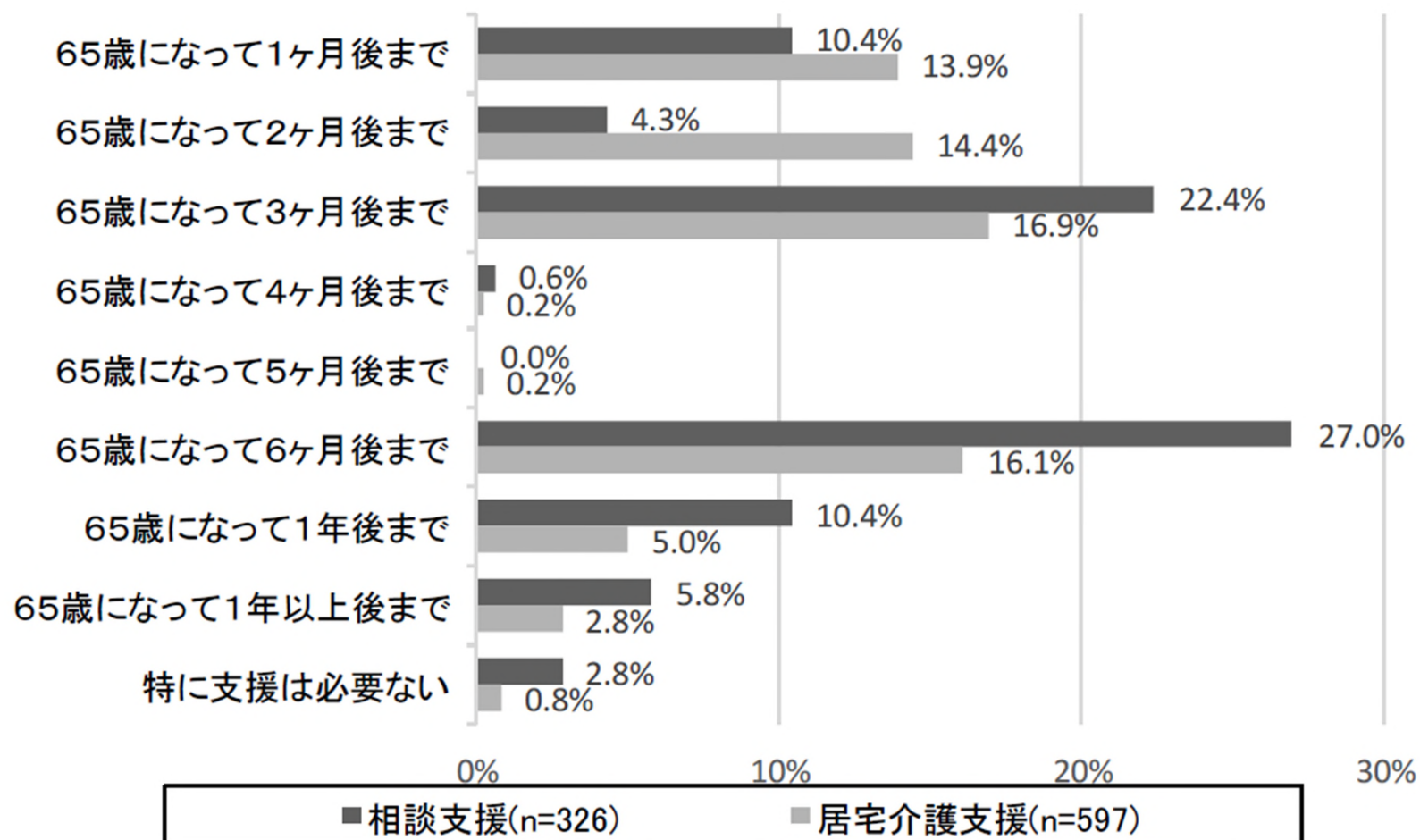


高齢障害者の介護保険移行を支援することが望ましい期間



引用：平成29年度老人保健健康増進等事業 「相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業」 株式会社三菱総合研究所

高齢障害者の介護保険移行を支援することが望ましい期間 [移行後]



高齢障害者の介護保険移行に関する支援の課題

- 相談支援専門員と介護支援専門員がお互いを知らない
 - ・自身に、相手の制度理解、サービス内容に関する知識が不足している
 - ・相手に、自身の制度理解、サービス内容に関する知識が不足している
- 介護保険移行の業務プロセスが標準化されていない
 - ・事業所として情報提供の方法が決まっていない
 - ・介護保険移行に関するマニュアルや様式・ツールがない
- 介護保険移行に関する教育・人材育成の仕組みが不十分である
- 介護保険移行のあり方について協議する場がない
- 介護保険移行ケースは事業所全体からみればわずかなため、課題解決に向けたアクションを起こしにくい

皆さまから介護支援専門員は、
どうみえていますか。

- 違いを感じるのは？
- 共通していると感じるのは？
- 介護支援専門員の仕事の、どのような
ところがわからない？

- ・ コアカテゴリー：
 - 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行とは、利用できる幅の『狭い方向へのサービス移行で、利用者にぶつけられる怒りと、解決できないジレンマで苦しむケアマネ』、
 - 『障害との連携の歴史が浅く関係が薄くて必要な支援につなげられず苦慮するケアマネ』
 - 『安価な代替サービスで乗り切る』
 - 『自治体の部署間の連携不足で右往左往するケアマネ』
 - 『移行を妨げる一因は、利用者の主体的指示の効力の範囲の違い』
 - 『成り代わりセルフケアプランの実態』
- ・ 相談支援専門員は、[障害から介護への移行の意味は、概念・サービス共に狭い方向への移行と同じ]と捉えていた。
- ・ 介護支援専門員は[楽しみのための外出ができないことで利用者から怒りをぶつけられるやるせない思い]から[障害サービスでできたことを介護保険でできないジレンマ]を感じていた。
- ・ 一人の利用者に複数の重度訪問介護事業所を利用してケアプランを組まなければならないケースでは『障害との連携の歴史が浅く関係が薄くて必要な支援につなげられず苦慮するケアマネ』の姿があった。

【ケアマネジメント実践上の悩みと課題/介護支援専門員】

- ・ 高齢の障害者にとっては、過去に利用したサービスは実質利用料無料だった。
そのため、介護支援専門員は介護保険制度への移行にあたり、利用者の経済面での心理的、物理的な負担に考慮し、[社会保障制度以外の安価な代替サービスの提示で乗り切る通院介助]方法等の代替案を利用者に提案していた。
障害福祉サービスと介護保険サービスの併用や、難病法に基づくサービス等あいまって、これまで
- ・ 顔の見える関係にない自治体の部署との連携が求められるとともに
[自治体の部署間連携が不足することで右往左往する介護支援専門員]の姿が浮き彫りになった。
- ・ 特に難病の場合、保健師との調整も必要となる。
しかし[専門員からみてわかりにくい保健師の所属・役割・業務範囲]があった。連携する場合、一つの職種であっても、所属や部署が異なると業務範囲は異なる多職種連携・多（他）機関連携の難しさと苦勞が浮き彫りになった。
- ・ 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に難渋を示す利用者は珍しくないが、その理由の一つに『移行を妨げる一因は、利用者の主体的指示の効力の範囲の違い』があげられた。
[介護ヘルパーは手順書に添って提供し、障害ヘルパーは本人の指示で動く]という [ヘルパー利用の基本的考え方、実質的な提供実態の違いが、介護保険への移行を妨げる一要因]である。

研究結果【要旨】

- ・研修効果を高めるためには、相談支援専門員と介護支援専門員の関わりの実態や葛藤、背景や要因を明らかにする必要がある。
- ・フォーカス・グループ・インタビューのデータから次の結果が得られた。
- ・両専門員は【専門職の倫理と価値観】に基づいて業務を遂行するが、【連携相手の制度の理解】の不十分さから【両専門員の連携時の摩擦】が生じ、【ケアマネジメント実践上の悩み】を抱えていた。【利用者を中心に連携したい両専門員の思い】が動機となり、試行錯誤しながらも、利用者の【想いを叶える拡大統合ケア】や【行政との連携や交渉】、職能団体等を通じた【両専門員に必要な教育】の機会を作る等、アクションが起きており【両専門員が協働してつくる新しいケアマネジメント】への道筋が見えていた。
- ・そこから得られた示唆をもとに、教育プログラムへの反映の可能性を考察した。

しかし

ミッションは同じはず

【利用者を中心に連携したい両専門員の想い】

カテゴリー：『互いを尊重しあう両専門員』

[相談支援専門員の利用者に対する思いを大切にしたい介護支援専門員]に対し、
相談支援専門員は[最初の目標は、両相談員がタッグを組める関係になること]であった。

研究結果【要旨】

- ・研修効果を高めるためには、相談支援専門員と介護支援専門員の関わりの実態や葛藤、背景や要因を明らかにする必要がある。
- ・フォーカス・グループ・インタビューのデータから次の結果が得られた。
- ・両専門員は【専門職の倫理と価値観】に基づいて業務を遂行するが、【連携相手の制度の理解】の不十分さから【両専門員の連携時の摩擦】が生じ、【ケアマネジメント実践上の悩み】を抱えていた。【利用者を中心に連携したい両専門員の思い】が動機となり、試行錯誤しながらも、利用者の【想いを叶える拡大統合ケア】や【行政との連携や交渉】、職能団体等を通じた【両専門員に必要な教育】の機会を作る等、アクションが起きており【両専門員が協働してつくる新しいケアマネジメント】への道筋が見えていた。
- ・そこから得られた示唆をもとに、教育プログラムへの反映の可能性を考察した。

個別ケースから、地域での連携へ！

【両専門員に必要な教育】

- ・ カテゴリー：『研修初期段階で学ぶべきこと』、『課題分析、計画作成の立て方の視点と制度に関する知識』、『事例検討の有効性』、『研修の企画や運営方法』、『行政職員の知識レベルを保つための研修の必要性』
- ・ [最初に行うべきは、両制度の違いを知ること]であり、[異なる両制度の自立の概念]や[研修の最初に全ライフステージと自分の介入の範囲を見比べて、自分の領域と連携の領域を認識する必要性]がある。
- ・ 『課題分析、計画作成の立て方の視点と制度に関する知識』では、ケアマネが最初に理解すべきは[障害とのライフステージと自立の考え方の相違]、[一度獲得した機能と、獲得しなかった機能に対するサービスの考え方の相違に関するプラン作成ベースのすり合わせの必要性]が示され、方法は『事例検討の有効性』が示された。
- ・ 『研修の企画や運営方法』は[合意を得て協力して実施した両専門員の組織（県協会）レベルの研修]や[合同研修の規模は、県主催の単位と、市町村単位がある]ことが示された。
- ・ 両専門員だけでなく、『行政職員の知識レベルを保つための研修の必要性』が、[共通認識を得るための、自治体職員に対する教育の必要性]から示された。

経過

平成29年 老健事業における実態調査・先進事例・研修ツールの提示

平成30年 制度改正により共生型サービスの導入

令和元年 厚生労働科学研究費補助金
相談支援専門員の高齢化対応を含めた連携促進のための研究

令和4年 障発0331第10号 相談支援従事者研修事業の実施について

障発0331第10号 相談支援従事者研修事業の実施について

専門コース別研修標準カリキュラム 7. 介護支援専門員との連携

科目	獲得目標	内容	時間数
1. 価値・倫理、制度の違い、関係機関との連携の理解（講義）			
相談支援専門員・介護支援専門員の価値と倫理（講義）	<p>①制度間連携を担う、相談支援専門員・介護支援専門員の価値・倫理を理解する。</p> <p>②相談支援専門員と介護支援専門員は共通して、本人の意思決定を支援する存在であることを理解する。</p>	<p>障害福祉や介護保険制度、相談支援専門員や介護支援専門員養成において基盤としている価値や倫理について、下記の内容を含む講義を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者的人格尊重 ・エンパワメント ・ストレングス ・自己決定 ・ライフサイクル ・移行期の利用者を支える専門職としての姿勢 ・専門職としての倫理（自己の省察、多職種連携における倫理的課題への介入） ・意思表示・意思決定及び実行の支援 	1. 5
制度と対象像の理解（講義）	<p>①障害者等、高齢者の各ライフステージにおける制度の理念、目的、対象者像を理解する。</p> <p>②相談支援専門員と介護支援専門員の並走・伴走型支援が可能であることを理解する。</p> <p>③自立の概念の相違、認定システムの相違等を理解</p>	<p>障害福祉や介護保険制度等について、下記の内容を含む制度等に関する講義を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法の理念 ・障害領域（障害者総合支援法、児童福祉法等の理念・目的、対象像の特徴の理解） ・介護保険領域（介護保険法等の理念・目的、対象像の特徴の理解） ・相談支援専門員と介護支援専門員の並走と伴走型支援 ・自立の概念の相違 	1. 5

2. 高齢障害者のケアマネジメントと相談支援の連携（演習）

<p>情報連携（引継ぎ） （演習）</p>	<p>相談支援専門員から介護支援専門員に、どのような情報を引き継げばよいか理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような情報の引き継ぎを行うかについて、事例を用いたグループワークを通して検討する。 （相互理解を深め、相手の立場になって考えることでの気づきを促すことに留意する） （注）以下の点に留意して演習を行うこと。 ・グループワークで検討した内容を発表し、全体で共有し、気づきの獲得を促す ・全体の共有の後にグループでの振り返りを再度行い、気づきの更なる定着を図る 	<p>1. 5</p>
<p>事例演習 1（障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用開始する事例）（演習）</p>	<p>障害者の高齢期の支援を相談支援専門員と介護支援専門員が連携して行う際の視点や方法について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用開始する事例を用いて、相談支援専門員と介護支援専門員が連携した支援プロセスについて、グループワークを通して検討する。 （注）以下の点に留意して演習を行うこと。 ・グループワークで検討した内容を発表し、全体で共有し、気づきの獲得を促す ・全体の共有の後にグループでの振り返りを再度行い、気づきの更なる定着を図る 	<p>2. 0</p>
<p>事例演習 2（介護保険第 2 号被保険者の事例）（演習）</p>	<p>稼働年齢にある介護保険サービスが利用可能な障害者の支援と相談支援専門員と介護支援専門員の連携について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の対象となる40～64 歳の障害者（脳血管障害、ALS 等）の事例を用いて、その支援プロセスや相談支援専門員と介護支援専門員の連携について、グループワークを通して検討する。 	<p>2. 0</p>

相談支援専門員の感想

介護保険のことをわかっているようで、わかっていないことがわかりました。

ケアマネジャーが障害福祉サービスのどの部分が理解しづらいのか分かった。

ケアマネジャーがどう感じ、どう悩んでいるのか実際に聞いて良かった。

立場の違う方からの話を聞くことができ、とても勉強になりました

他の相談支援とも話をする機会になりました。

お互いが連携するために、地域ごとのマニュアルが必要なることが理解できた。

お互いの苦手意識はこういう機会を定期的に、地域でつくって解消していかないといけない。

介護支援専門員の感想

介護保険と福祉サービスの違いを理解することができた。

障害福祉サービスのことがよくわからなかったが、相談支援専門員と直接話せて良かった。

相談支援専門員の苦勞を聞く機会はこれまでなかったので、話を聞いて良かった。

自分は65歳での移行ケースを担当したことはないが、経験のある人たちから体験談を聞いて勉強になりました。

お互いにどんなところを「知らない」のか、それを「知る」ために、どのような方法があるのか、必要なのか、これからも考えていきたい。

地域に戻って、合同研修会をして、お互いにもっと具体的な話がしたくなった。

引用：鹿児島県社会福祉協議会 専門コース別研修

我が国におけるケアマネジメントの導入の範囲

生活上の支援を必要とする者

民間の医療・介護・生活支援サービス
民間サービスを調整する有料ケアマネジメント？

社会保障制度のサービス: 有
社会保障制度のケアマネジメント: 無

社会保障制度のサービス: 有
社会保障制度のケアマネジメント: 有

介護保険法

障害者総合支援法

公表されている職業倫理レベルの相違より

制度の理念、目的等の影響を受けた価値観が形成されている可能性。
(石山)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

介護保険法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

ケアマネジメントの特徴 主な用語と出現頻度

障害者総合 支援法											
介護保険法											

介護支援専門員をめぐる動向

介護支援専門員法定研修カリキュラムの見直しについて

背景

- 介護、医療及び福祉の実践の方法や技術、介護保険をはじめとする社会保障制度やそれを取り巻くさまざまな環境は、常に変化しており、独居の要介護高齢者、認知症や精神疾患を有する要介護高齢者、医療処置を要する要介護高齢者、支援を必要とする家族等、介護支援専門員が実際に現場で対応している利用者像も多様化し、複雑化している
- 現行の介護支援専門員の法定研修のカリキュラムは平成28年度から施行されているところであるが、介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、「介護支援専門員の資質向上に資する研修等の在り方に関する調査研究事業」（令和3年度老人保健健康増進等事業）においてカリキュラムの見直しについての検討を進めた

※ 令和6年4月の施行予定

カリキュラム見直しのポイント

- 幅広い視点で生活全般を捉え、生活の将来予測や各職種の視点や知見に基づいた根拠のある支援の組み立てを行うことが介護支援専門員に求められていることを踏まえ、高齢者の生活課題の要因等を踏まえた支援の実施に必要な知識や実践上の留意点を継続的に学ぶことができるように、**適切なケアマネジメント手法の考え方を科目類型として追加**
- 認知症や終末期などで意思決定支援を必要とする利用者・世帯がさらに増えるとともに、根拠のある支援の組み立てに向けて学ばべき知識や技術の変化が今後も進むと考えられる中で、職業倫理の重要性は一層高まるが見込まれるため、**権利擁護や意思決定支援など職業倫理についての視点を強化**
- **地域共生社会の実現に向け、介護保険以外の領域も含めて**、制度・政策、社会資源等についての近年の動向（地域包括ケアシステム、認知症施策大綱、仕事と介護の両立、ヤングケアラー、科学的介護（LIFE）、意思決定支援等）を踏まえた見直しを行う
- 法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT等）で実践力を養成することを前提に、**カリキュラム全体の時間数は増やさず、継続研修への接続を意識した幅広い知識の獲得に重きを置いた時間配分（＝講義中心）に見直す**

事務連絡
令和4年2月1日

各都道府県介護保険担当課(室)
各市町村介護保険担当課(室) 御中
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業(令和3年度老人保健健康増進等事業)」委員インタビュー動画(第3弾)の公開のご連絡について(情報提供)【その3】

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、標記事業に係る「手引き」や過年度の報告書、解説動画等につきましては、「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業(令和2年度老人保健健康増進等事業)」の「手引き」について(情報提供)【その1】(令和3年6月23日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)において、また、「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業(令和3年度老人保健健康増進等事業)」の「手引き」等の解説動画公開のご連絡について(情報提供)【その2】(令和3年8月24日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)において、当該事業の実施主体(株)日本総合研究所のHPに掲載の旨お知らせいたしました。今般、標記事業の委員のインタビュー動画(YouTube)が(第1弾)(令和3年12月21日)、(第2弾)(令和3年1月21日)に引き続き当該ホームページに掲載されました。

各自治体におかれましては、内容をご確認の上、管内の居宅介護支援事業者や介護支援専門員、関係団体、関係機関に周知いただくとともに、これらの動画等を積極的に活用し、管内の居宅介護支援事業者等の方々と研修会や事例検討会を実施するなど、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を一層進めていただきますようお願いいたします。その際、「適切なケアマネジメント手法に関する動画の再生状況について」も周知や活用の際にご参考いただけますようお願いいたします。

なお、今後、当該事業に係る進捗等につきましては、随時お知らせしてまいりますので、よろしく申し上げます。

○ 江澤 和彦 医師
(公益社団法人 日本医師会 常任理事)
～尊厳の保障～
⇒ <https://youtu.be/XRiiTzaxne0>

○ 石山 麗子 委員
(国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授)
～行政・ケアマネジャー・多職種の協働によるケアマネジメントの展開～

行政・ケアマネジャー・多職種の協働によるケアマネジメントの展開【適切なケアマネジメント手法委員インタビュー-石山麗子】-YouTube



※ 参考

○ 「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業(令和2年度老人保健健康増進等事業)」の「手引き」について(情報提供)【その1】(令和3年6月23日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

○ 「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業(令和3年度老人保健健康増進等事業)」の「手引き」等の解説動画公開のご連絡について(情報提供)【その2】(令和3年8月24日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

○ 「適切なケアマネジメント手法に関する動画の再生状況について」

動画タイトル別視聴回数(令和4年1月31日時点)

動画タイトル	視聴回数
適切なケアマネジメント手法の概要及び活用について	28,981回
「適切なケアマネジメント手法の手引き」解説	88,223回

視聴はこちら

【担当】
厚生労働省 老健局
認知症施策・地域介護推進課 人材研修係

電話: 03-5253-1111 (内線 3936)
FAX: 03-3503-7894
e-mail: shinkou-iinzai@mhlw.go.jp

実務研修カリキュラムの見直し

現行

科目	手法	時間
介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	講義	3
自立支援のためのケアマネジメントの基本	講義・演習	6
相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	講義・演習	4
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	講義	2
利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	講義・演習	2
ケアマネジメントのプロセス	講義	2
○ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術		
受付及び相談並びに契約	講義・演習	1
アセスメント及びニーズの把握の方法	講義・演習	6
居宅サービス計画等の作成	講義・演習	4
サービス担当者会議の意義及び進め方	講義・演習	4
モニタリング及び評価	講義・演習	4
介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	講義・演習	2
地域包括ケアシステム及び社会資源	講義	3
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	講義	3
ケアマネジメントに係る法令等の理解	講義	2
実習オリエンテーション	講義	1
ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	実習	-
実習振り返り	講義・演習	3
○ケアマネジメントの展開		
基礎理解	講義・演習	3
脳血管疾患に関する事例	講義・演習	5
認知症に関する事例	講義・演習	5
筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	講義・演習	5
内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	講義・演習	5
看取りに関する事例	講義・演習	5
アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	講義・演習	5
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	講義・演習	2
計		87

見直し後

科目	手法	時間
介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	講義	3
自立支援のためのケアマネジメントの基本	講義・演習	6
相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	講義・演習	4
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	講義	3
利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	講義・演習	2
ケアマネジメントのプロセス	講義	2
○ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術		
受付及び相談並びに契約	講義・演習	1
アセスメント及びニーズの把握の方法	講義・演習	6
居宅サービス計画等の作成	講義・演習	3
サービス担当者会議の意義及び進め方	講義・演習	3
モニタリング及び評価	講義・演習	3
介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	講義・演習	2
地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の社会資源	講義	3
生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義	講義	3
ケアマネジメントに係る法令等の理解	講義	2
実習オリエンテーション	講義	1
ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	実習	-
実習振り返り	講義・演習	3
○ケアマネジメントの展開		
生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	講義・演習	3
脳血管疾患のある方のケアマネジメント	講義・演習	4
認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	講義・演習	4
大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	講義・演習	4
心疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	4
誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
高齢者に多い疾患等（糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病、筋骨格系疾患、廃用症候群等）の留意点の理解	講義	2
看取りに関する事例	講義・演習	4
地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	講義・演習	4
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	講義・演習	2
計		87

適切なケアマネジメント手法の類型

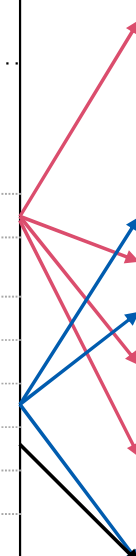
専門 I カリキュラム見直し

現行

科目	手法	時間
ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	講義・演習	12
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	講義	3
対人個別援助技術及び地域援助技術	講義	3
ケアマネジメントの実践における倫理	講義	2
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	講義	4
○ケアマネジメントの演習		
リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	講義・演習	4
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義・演習	4
認知症に関する事例	講義・演習	4
入退院時等における医療との連携に関する事例	講義・演習	4
家族への支援の視点が必要な事例	講義・演習	4
社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	講義・演習	4
状態に応じた多様なサービスの活用に関する事例	講義・演習	4
個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	講義	2
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	講義・演習	2
計		56

見直し後

科目	手法	時間
ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	講義・演習	8
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	講義	3
対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	講義	3
ケアマネジメントの実践における倫理	講義	3
生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践	講義	4
リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解【新設】	講義	2
○ケアマネジメントの演習 ※いずれかの科目においてリハビリテーション及び福祉用具それぞれの活用に関する事例を用いた演習を行うこと		
生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント【新設】	講義・演習	4
脳血管疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	講義・演習	4
大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
心疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	4
誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義・演習	3
家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント【新設】	講義・演習	4
個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	講義	3
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	講義・演習	2
計		56



適切なケアマネジメント手法の類型

専門Ⅱカリキュラム見直し

現行

科目	手法	時間
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	講義	4
○ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表		
リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	講義・演習	4
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義・演習	4
認知症に関する事例	講義・演習	4
入退院時等における医療との連携に関する事例	講義・演習	4
家族への支援の視点が必要な事例	講義・演習	4
社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	講義・演習	4
状態に応じた多様なサービスの活用に関する事例	講義・演習	4
計		32

見直し後

科目	手法	時間
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	講義	3
ケアマネジメントの実践における倫理【新設】	講義	2
リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解【新設】	講義	2
○ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 ※いずれかの科目においてリハビリテーション及び福祉用具それぞれの活用に関する事例を用いた演習を行うこと		
生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント【新設】	講義・演習	2
脳血管疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	講義・演習	4
大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
心疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義・演習	3
家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント【新設】	講義・演習	4
計		32

適切なケアマネジメント手法の類型

主任介護支援専門員研修カリキュラム見直し

現行

科目	手法	時間
主任介護支援専門員の役割と視点	講義	5
ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	講義	2
ターミナルケア	講義	3
人材育成及び業務管理	講義	3
運営管理におけるリスクマネジメント	講義	3
地域援助技術	講義・演習	6
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	講義・演習	6
対人援助者監督指導	講義・演習	18
個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	講義・演習	24
計		70

見直し後

科目	手法	時間
主任介護支援専門員の役割と視点	講義	5
ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	講義	2
終末期ケア（EOL(エンドオブライフ)ケア)を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解	講義	3
人材育成及び業務管理	講義	3
運営管理におけるリスクマネジメント	講義	3
地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	講義・演習	6
地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現	講義・演習	6
対人援助者監督指導（スーパービジョン）	講義・演習	18
個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	講義・演習	24
計		70

主任介護支援専門員更新研修カリキュラム見直し

現行

科目	手法	時間
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	講義	4
○主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践		
リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	講義・演習	6
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義・演習	6
認知症に関する事例	講義・演習	6
入退院時等における医療との連携に関する事例	講義・演習	6
家族への支援の視点が必要な事例	講義・演習	6
社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	講義・演習	6
状態に応じた多様なサービスの活用に関する事例	講義・演習	6
計		46

見直し後

科目	手法	時間
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	講義	3
ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	講義	2
リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	講義	2
○主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 ※いずれかの科目においてリハビリテーション及び福祉用具それぞれの活用に関する事例を用いた演習を行うこと		
生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
脳血管疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	5
認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	講義・演習	6
大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	5
心疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	5
誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント【新設】	講義・演習	5
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義・演習	4
家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント【新設】	講義・演習	6
計		46

適切なケアマネジメント手法の類型

再研修カリキュラムの見直し

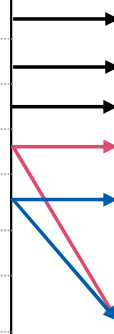
現行

科目	手法	時間
介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	講義	3
自立支援のためのケアマネジメントの基本	講義・演習	6
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	講義	2
介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	講義・演習	2
地域包括ケアシステム及び社会資源	講義	3
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	講義	3
ケアマネジメントに係る法令等の理解	講義	2
ケアマネジメントの展開		
基礎理解	講義・演習	3
脳血管疾患に関する事例	講義・演習	5
認知症に関する事例	講義・演習	5
筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	講義・演習	5
内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	講義・演習	5
看取りに関する事例	講義・演習	5
アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	講義・演習	5
計		54

見直し後

科目	手法	時間
介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	講義	3
自立支援のためのケアマネジメントの基本	講義・演習	5
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	講義	3
介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	講義・演習	2
地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の社会資源	講義	3
生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義	講義	3
ケアマネジメントに係る法令等の理解	講義	2
ケアマネジメントの展開		
生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	講義・演習	3
脳血管疾患のある方のケアマネジメント	講義・演習	4
認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	講義・演習	4
大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	講義・演習	3
心疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
高齢者に多い疾患等（糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病、筋骨格系疾患、廃用症候群等）の留意点の理解	講義	2
看取りに関する事例	講義・演習	4
地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	講義・演習	4
計		54

適切なケアマネジメント手法の類型



似ているけど、違う。
違うから補いあえる。

研修実施の展開、
両相談員が共に考える
そこから連携は始まっている！

望む場所で、望む暮らしの実現を

